

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）…………… 1

二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）…………… 4

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（平成二十四年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、<u>第一号から第七号までに掲げる額の合算額に一兆九千七百億円を加算した額から第八号から第十号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十一条及び第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千七百四億千三百六十万四千元</u>を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条及び附則第六条の三第三項第一号において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされてきた額 八百六十七億円</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十四年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、<u>第一号から第六号までに掲げる額の合算額に一兆九千七百億円を加算した額から第七号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十一条及び第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円</u>を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条及び附則第六条の三第三項第一号において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされてきた額 八百六十七億円</p>

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千五百十億円

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千二百三十四億八千五百万円

五 平成二十四年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆八千三百六十一億七百五十万円

六 前各号に掲げる額以外の額として平成二十四年度の一般会計補正予算(第1号)により一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額 四千九百十九万五千円

七 平成二十四年度における借入金に相当する額 三十三兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成二十三年度における借入金に相当する額 三十三兆五千七百七十二億九千五百四十万八千円

九 平成二十四年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 二千四百二十八億円

十 旧法附則第四条の二第六項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

2 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定におい

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千五百十億円

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千二百三十四億八千五百万円

五 平成二十四年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆八千三百六十一億七百五十万円

六 平成二十四年度における借入金に相当する額 三十三兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十三年度における借入金に相当する額 三十三兆五千七百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成二十四年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 二千四百二十八億円

九 旧法附則第四条の二第六項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

2 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定におい

て同年度分の交付税の総額から減額することとされていた三千六百三十六億八千七百四十万円を減額する。

(平成二十四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)、四千九百十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特別交付税額(平成二十三年度総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千七百四億千三百六十万四千円)の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の

合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、四千九百十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、四千九百十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

て同年度分の交付税の総額から減額することとされていた三千六百三十六億八千七百四十万円を減額する。

(平成二十四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額(以下この条において「返還金等の額」という。)と

平成二十三年度総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円の合算額(以下この条及び次条において「平成二十四年度震災復興特別交付税額」という。)との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を加算した額とする。

改正案

現行

附則

（交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例）

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第六号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆千億円を加算した額から同項第十号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年及び平成二十七年にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、平成四十年から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額 二千百五十億円

附則

（交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例）

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆千億円を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年及び平成二十七年にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、平成四十年から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額 二千百五十億円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十五年 度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千二百四億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百五十億円
平成三十二年 度	二千五百十七億円
平成三十三年 度	二千七十三億円
平成三十四 年度	千六百三十四億円
平成三十五 年度	千百九十四億円
平成三十六 年度	八百七億円
平成三十七 年度	四百九十六億円
平成三十八 年度	二百五十二億円
平成三十九 年度	九十八億円

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十五年 度から平成二十七年 度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円

四 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十八 年度から平成三十八 年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十五年 度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千二百四億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百五十億円
平成三十二年 度	二千五百十七億円
平成三十三年 度	二千七十三億円
平成三十四 年度	千六百三十四億円
平成三十五 年度	千百九十四億円
平成三十六 年度	八百七億円
平成三十七 年度	四百九十六億円
平成三十八 年度	二百五十二億円
平成三十九 年度	九十八億円

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十五年 度から平成二十七年 度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円

四 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十八 年度から平成三十八 年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八

百十一億千九百万円

五 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

百十一億千九百万円

五 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円